

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第25回総会サマリー

2006年4月26-28日

気候変動に関する政府間パネルの第25回会合(IPCC-25)は、2006年4月26-28日、モーリシャスのポートルイスで開催された。この会合には、各国政府、国連機関、NGOsを代表する約270名の参加者が出席した。国別温室効果ガスインベントリプログラムの2006年IPCCガイドラインが受諾され、その概要の章が採択され、IPCCの数年にわたる作業が賞された。また参加者は、2007-2009年のIPCCプログラム・予算、排出シナリオに関する追加作業、選挙手順、オブザーバー組織承認の方針とプロセス、国別温室効果ガスインベントリプログラムに関するタスクフォースの将来の作業プログラム、再生可能エネルギーに関する特別報告書の検討、IPCCの委託条件のレビューに関する作業も行った。コミュニケーションおよびアウトリーチの活動、国連気候変動枠組条約に關係する問題、第四次評価報告書および他のIPCC活動の進展状況も議論された。2006年ガイドラインの受諾および排出シナリオに関する追加作業の決定は、参加者が、議論を進め違いを乗り越えるためいかに多大な努力をするか、IPCC-25に特徴的な精神を端的に表す行動であった。このような参加者の努力で、今回の会合は、金曜日午後には、全ての議題項目で決議を得るという成功のうちに閉会することができた。

IPCCのこれまでの経緯

IPCCは1988年、世界気象機関(WMO)および国連環境計画(UNEP)により設立された。その目的は、人為的な気候変動に伴うリスクを理解し、科学・技術・社会経済の情報を評価することである。IPCCは新しく研究を行うことはなく、気候関連データをモニタリングすることもない、その評価作業は、すでに公表され査読を受けた科学技術文献に基づき行われる。IPCC事務局は、スイスのジュネーブにおかれ、WMOおよびUNEPの職員が配属されている。

IPCCはその発足以来、一連の総合評価報告書、特別報告書、技術報告書を作成し、政策決定者や一般市民を含めた国際コミュニティに対し、気候変動に関する科学情報を提供してきた。その情報は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に基づく交渉でも重要な役割を果たしてきた。現在、IPCCには3

つのワーキンググループがある: ワーキンググループ I は、気候系および気候変動の科学的な側面を取り上げる; ワーキンググループ II は、社会経済システムおよび自然系の気候変動に対する脆弱性、気候変動のマイナスそしてプラスの影響結果、適応オプションを扱う; ワーキンググループ III は、温室効果ガス排出量を制限するオプション、もしくは気候変動を緩和するオプションを取り上げる。

また、IPCCには、国別温室効果ガスインベントリプログラムに関するタスクフォース(TFI)がある。TFIが監督する組織がIPCC国別温室効果ガスインベントリプログラム(NGGIP)で、各国の温室効果ガス排出量および除去量を計算し、報告書を作成するため、国際的に合意される方法論およびソフトウェアを開発し、改良することを目的としており、さらに、IPCCに参加する各国およびUNFCCC加盟国がこの方法論を利用するのを促進することも目的としている。IPCC議長団は、パネルの選出する30名で構成され、IPCC議長が行う、IPCCの作業の計画や調整、進展状況のモニタリングを支援する。

IPCCの主要な成果: IPCCは、1990年の第一次評価報告書および1995年の第二次評価報告書において、気候変動に関する初期の総合評価を完成させた。IPCCの第三次評価報告書(TAR)は2001年に完成され、気候変動の科学、技術、社会経済の政策関連面を取り上げ、特に地域レベルおよび地球規模での1995年以降の発見事項に焦点を当てた。TARは、専門家および政府による綿密な査読を受けた3つのIPCCワーキンググループそれぞれによる総合評価報告書、それぞれのワーキンググループ報告書の政策決定者向けのサマリー(SPM)とテクニカルサマリー、そして統合報告書で構成される。TAR統合報告書は、政策決定者向けに、技術論文ではない方式で執筆され、IPCCが各国政府からの提出意見に基づき選択した9項の政策関連性を持つ疑問点を論じている。IPCCの第四次評価報告書(AR4)は、2007年に発行される予定である。

国別温室効果ガスインベントリプログラムのIPCCガイドラインは、最初は1994年に発表され、1996年にその改定版が完成した。IPCCは、2000年および2003年に、ガイドラインの1996年改訂版を補足するグッドプラクティスガイダンス報告書を承認、2003年には、さらなる改訂版を2006年初めまでに作成するとのプロセスを承認した。

第19回会合: IPCC(以後「パネル」—訳注)は、スイスのジュネーブで2002年4月17-20日に開催されたIPCC-19においてAR4に関する作業を開始した。パネルは、次のものを含めた、いくつかの項目について決定した: 森林劣化(forest degradation)および植生の消失(devegetation)を定義づける作業計画案に関係し、これら活動からの排出量を記録し報告するための方法論オプション; NGGIPの成果について合意するための手順の問題。また参加者は、次の項目でも決定を行った: AR4の完成時期; 地中および海洋での二酸化炭素隔離・回収・貯留に関するワークショップの開催; 気候変動と水に関するスコーピングペーパーの草稿執筆; 気候変動に関する専門家会合の開催。

第20回会合: IPCC-20は、フランスのパリで2003年2月19-22日に開催された。参加者は、AR4の構成に関し専門家によるスコーピング会議を二回開催するとの作業計画について合意した。また、第四次評価期間における、特別報告書、方法論報告書、テクニカルペーパーの優先度を決定する枠組および一連の基準についても議論した。さらに、パネルは、陸上の炭素貯留量に影響を与えるプロセス、そしてそれらのプロセスに対する人間の影響を調査するハイレベルな科学会合を開催し、二つの特別報告書を作成することを決定した。この特別報告書のうち一つは、オゾン層と気候系の保護に関する特別報告書であり、もうひとつは、二酸化炭素の回収・貯留に関する特別報告書である。

第21回会合: IPCC-21は、オーストリアのウィーンで2003年11月3-7日に開催され、参加者は、AR4での各ワーキンググループ報告書の概要提案と、AR4統合報告書に関する議長提案を検討した。パネルは、気候変動と水に関する技術報告書を2007年に完成させることで合意し、AR4の一連の成果に関する文書についての委託条件を議論し、陸上の炭素貯留量に影響を与えるプロセスと、そのプロセスに対する人間の影響力に関するIPCC専門家会合の報告書を検討した。また参加者は、国別温室効果ガスインベントリプログラムのIPCCガイドライン1996年改訂版の再検討に関する委託条件を承認し、そのマニフェストを改定することで合意し、影響評価と気候のシナリオに関するタスクグループという名称を、気候と影響の分析を支援するデータとシナリオに関するタスクグループ (TGICA)と変更した。

第22回会合: IPCC-22は、2004年11月9-11日、インドのニューデリーで会議した。参加者は、特にAR4統合報告書の範囲、内容、プロセス、AR4の成果、アウトリーチ、選挙手順について議論した。パネルは、AR4統合報告書を30頁とし、それに5頁のSPMをつけ、2007年10月下旬にIPCCの承認を得るべく作業を進めることで合意した。

第23回会合: IPCC-23は、エチオピアのアジスアベバで、2005年4月8日に会合、オゾン層と気候系の保護に関する特別報告書について、ワーキンググループ Iと IIの共同作業を検討した。パネルは、この報告書をSPMつきで受諾した。参加者は、IPCC-22の報告書草案を採択するにあたり、IPCC議長団がAR4統合報告書の管理に関する手配について、さらに検討を重ね、その進展状況をIPCCに報告してもらうことで合意した。

第24回会合: IPCC-24は、カナダのモントリオールで、2005年9月26-28日に開催された。参加者は、二酸化炭素・回収・貯留に関する特別報告書とSPMを承認、AR4統合報告書の管理や、エアロゾルおよび排出シナリオでの今後の作業、アウトリーチ活動、オブザーバー組織の出席許可について議論した。しかし、パネルは、IPCC議長団および他の全てのタスクフォース議長団を選出する選挙手順の改定では合意に至らなかった。また、排出シナリオ作成プロセスをさらに詳しく定めることを目的と

した、新しい排出シナリオに関するタスクグループ(TGNES)の設立と、その設立期間を IPCC-25 までとすることを決定した。

IPCC-25 の報告

IPCC-25 は、2006 年 4 月 26 日水曜日に開催された。参加者は、3 日間の会期中、プレナリーや、非公式会合、コンタクトグループの会合に集まり、下記を含める議題項目での議論を進めた: 2006 年ガイドラインの受諾とその概要の章の採択; IPCC-24 報告書草案の採択; IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選挙手順規則; オブザーバー組織の参加承認の方針とプロセス。また参加者は、下記を含める他の問題も議論した: アウトリーチ、UNFCCC に関係する問題、IPCC の作業活動に関する進展状況報告。

モーリシャス気象サービス局 (Meteorological Service) の S.N. Sok Appadu が、会合の開会を宣言し、参加者を歓迎した。IPCC 議長の Rajendra Pachauri (インド) は、会合を主催したモーリシャスに感謝し、モーリシャスは、海面水位上昇の可能性や、その経済にとっての農業の重要性からして、気候変動の評価が大きな意味を持つと指摘した。同議長は、IPCC のメンバーが、各地の科学者や政府専門家と交流できる機会をもてることなど、IPCC の会合をさまざまな場所で開くことの利点を強調した。

WMO 事務局次長の Hong Yan は、IPCC が気候変動の科学における権威ある発言者となっていると述べ、UNFCCC の第 11 回締約国会議 (COP 11) および京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会議 (COP/MOP 1) で行われた決議のうちいくつかは、IPCC の成果に基づくものであったと付け加えた。また同次長は、WMO の組織は、いつでも IPCC と協力する用意があると指摘した。

UNEP の環境条約部門 (Division for Environmental Conventions) の Alexander Alusa は、UNEP が、AR4 の成果をできるだけ広範囲に広めるため、IPCC を支援する意図があることを強調し、すでに UNEP の条約情報ユニット (Information Unit for Conventions) が、二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書の普及を行っていることを指摘した。

UNFCCC 事務局次長の Halldor Thorgeirsson は、UNFCCC の科学・技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) の適応に関する 5 年計画、森林減少による排出量計算に関する UNFCCC での提案など、科学と政策の相互作用も重要な分野であると指摘した。Thorgeirsson 次長は、UNFCCC の下での気候変動に関する長期的な協力活動の COP 決定書が IPCC に言及していることを指摘し、各国の立場に直接影響力をおよぼす IPCC の役割を強調した。

モーリシャスの環境と国家開発ユニット大臣 (Minister of Environment and National Development Unit) である Anil Bachoo は、IPCC に対し、途上国にとって地域関連性のある情報を提供するよう促し、気候変動が小島嶼後発途上国の生態系に及ぼす影響は、情報や科学研究の不足から、その全容への理解が十分でない可能性があるかと警告した。

参加者は、本会合の議題書 (IPCC-XXV/Doc. 1, Rev. 1) と IPCC-24 の報告書草案 (IPCC-XXV/Doc. 2) を承認した。IPCC-24 の報告書草案は、各議題項目が、この会合の期間中、いつどのように取り上げられたかをまとめている。また、別添の付属書には、次の項目が含まれている: 承認された会議の議題書; 出席者リスト; 2006-2008 年のプログラムと予算に関する決定; IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選挙手順規則の草案、新排出シナリオ。

2006-09 年の IPCC プログラムと予算

この議題項目は、金曜日と水曜日のプレナリー、そして水曜日から金曜日にかけて開催されたファイナンス・タスクチーム (FTT) の会合で議論された。金曜日、パネルは、新しい排出シナリオに関する 2007 年の会合 (4 頁参照) に出席する途上国専門家への旅費支給を追加し、再生可能エネルギーに関するスコーピング会議 (6 頁参照) への資金供与分を削除した上で、2007 年予算を採択した。また、パネルは、2008 年の予測予算、2009 年の表示予算にも留意し、これらの問題に関する決定を採択した。

IPCC 事務局長の Renate Christ は、2006-2009 年 IPCC プログラムと予算 (IPCC-XXV/Doc. 3、IPCC-XXV/Doc. 3, Add. 1) を提示するにあたり、IPCC25 で行われる決定は全て、将来年度の予算に反映させる必要があることを強調した。同局長は、議長の Pachauri とともに、2006 年度の各国政府による資金供与が実行される必要があることを強調した。

Marc Gillet ((フランス) と Zhenlin Chen (中国) を共同議長とする FTT の会合では、一部の会合のキャンセルや延期、他の会合との継続開催、そして会議主催国による一部会議費分の供与など、予算繰越となった理由、新しい排出シナリオに対する資金提供を含めたプレナリー決議の 2007 年予算案への取り込み、テクニカルサポートユニットおよび他の IPCC グループの会議予定変更に基づく予算上の調整要求が議論の中心となった。

最終決議: 予算に関する決議の中で、パネルは:

- IPCC 議長と IPCC 事務局長が、プログラムと予算のプレゼンテーションを改善するため努力したことに感謝し;

- 事務局に対し、その過去および今後予想される支出についてのプレゼンテーションをより詳しいものとし、改善を続けるよう促し、過剰な予算申請が続いている問題を検討し、正確な予測とするよう努力することを奨励し；
- 2007 年予算を採択し；
- 2008 年の予測予算と 2009 年の表示予算に留意し；
- 2006 年ガイドラインを英語以外の国連公用語 5 ヶ国語に翻訳し発行することを目的とした資金供与に対して、米国政府に感謝し；
- IPCC 作業計画を確実に継続し、次の評価期間への移行を確実にするには、一定額の繰越金が必要であり、さらにその繰越額は、評価作業の循環特性から、年度により異なる可能性があることを認識し；
- IPCC 信託基金に資金を供与できる立場にある政府に対し、資金供与を行うよう求める。

2006 年ガイドライン

2006 年ガイドラインの草案とその概要の章 (IPCC-XXV/Doc. 4a と IPCC-XXV/Doc. 4b) は、水曜日および木曜日の、プレナリーおよび数回のコンタクトグループ、草案作成グループの会合で取り上げられた。水曜日の昼休み、および木曜日には、調整役代表執筆者との非公式な質疑応答会議も開かれた。木曜日の夕方、参加者は、概要の章の文章を、セクションごとに検討した。参加者は、いくつかの改定と、編集上の変更を行った上で、この概要の章を採択し、2006 年ガイドラインを受諾した。

水曜日のプレナリーで、国別温室効果ガスインベントリプログラム (TFB) に関するタスクフォース議長団の共同議長である Thelma Krug (ブラジル) は、各国政府のコメントの結果として変更された文章を含める新しい文書 (IPCC-XXV/Doc. 4b, Add. 1) とともに 2006 年ガイドラインの草案を提出した。事務局は、ロシア連邦の要請を受け、全ての政府コメントの印刷コピーを作成し、木曜日午前中に配布する手配をした (IPCC-XXV/Doc. 4b, Add. 1, Rev. 1)。

参加者は、貯水地 (flooded lands) からの排出量の推計方法を含めた、2006 年ガイドラインの技術的な問題を議論した。この問題に関し、ブラジルは、農業・林業・その他の土地利用 (AFOLU) の巻の湿地に関する章の中で、貯水地からの排出量を推計するため用いられている手法には懸念があるとして、2006 年ガイドラインを草案どおり受諾することに難色を示した。オーストリアとノルウェーは、ブラジルの懸念を支持し、この手法をプロジェクトレベルで用いる場合、一貫性に欠ける可能性があることを警告した。カナダは、貯水地に関する箇所は、慎重な妥協案を示していると指摘し、米国は、2006 年ガイドラインは、総合的なパッケージとして作成されたものであると述べ、特定のセクションを削除したり、付録へ移したりすることの危険性を強調し、文書をこれ以上変更することに警告を発した。ここで問題

となっているのは、貯水地からの排出量を計算するフラックス手法と、炭素貯留量とでは差が出る可能性があり、過剰に推計したり二重計算したりする可能性があることである。この問題は、コンタクトグループおよび草案作成グループの議論で解決され、土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)のためのIPCC グッドプラクティスガイダンスにある貯留量変化手法に関するセクションを用い、フラックス手法は付録の中で言及することとなった。

中国は、エネルギーの部の中にある自然発火による燃焼に関する言及を削除するよう提案し、これは自然現象で、人為的な排出源ではないと述べた。調整役代表執筆者(CLA)との議論の後、この「自然発火」燃焼についての言及は、「制御されない(uncontrolled)」燃焼に変更された。他の技術的な問題も、非公式の議論や昼食時の質疑応答会合で解決をみており、この中には、産業プロセスおよび製品用途(industrial processes and product use)の巻に記載された、コンクリートによる二酸化炭素吸収に関するセクションについてのデンマークの懸念も含まれる。

参加者は、これらの技術的な問題が解決されたところで、概要の章のセクションごとの検討に進んだ。アルゼンチンは、方法論を、改訂方法論とするよう提案し、サウジアラビアとロシア連邦はこれを支持したが、オーストリア、ペルー、スイス、米国は反対した。アルゼンチンは、この意見を本会合の報告書の中で言及するよう求めた。また、次の項目の文章でも議論が集中した: AFOLU の巻での多年度平均計算、2006 年ガイドラインと排出係数データベース(EFDB)との関係、そして 2006 年ガイドラインの政策関連性である。参加者は、多少の編集上の変更を行った上で概要の章を採択し、2006 年ガイドラインを受諾した。

最終成果: パネルは採択した 2006 年ガイドラインの概要の章には次の 5 つのセクションがある: 導入、2006 年ガイドラインの対象範囲、2006 年ガイドライン開発に用いたアプローチ、2006 年ガイドラインの構成、2006 年ガイドライン特有の策定事項、2006 年ガイドラインの関連性。

パネルが受諾した 2006 年ガイドラインには、5 つの巻がある、そのうちのひとつは、この報告書の作成に対する全般的な指針を示すものであり、残りの 4 つは、それぞれ異なる部門(エネルギー、産業プロセスと製品用途、AFOLU、廃棄物)に焦点を当てている。

排出シナリオに関する追加作業

この項目は、水曜日と金曜日のプレナリー、および Ismail Elgizouli(スーダン)と Jean-Pascal van Ypersele(ベルギー)を共同議長とするコンタクトグループ、そして水曜日から金曜日の非公式会議の中で議論された。GNES の提案(IPCC-XXV/Doc. 11)、そして Pachauri 議長への英国気象局の John Mitchell からの書状にある、将来の気候変動の研究で選定する「ベンチマーク」となる排出経路は 2.3 と定めるべきという提案(IPCC-XXV/INF. 6)に基づき、議論が進められた。パネルは、金曜日午後、排出シナリオに関する追加作業についての提案を受諾した。

議論の大半において、参加者は、排出シナリオに関する追加作業で IPCC がどのような役割を果たすべきかで意見を異にしていた。オーストラリアは、米国とともに、IPCC の役割は排出シナリオの評価に限定されることを強調し、ドイツ、オランダ、その他は、IPCC がより広範な調整役の役割を果たすことを支持した。米国は、評価における IPCC の信頼性が何よりも重要であることを強調し、IPCC が、気候モデル研究者コミュニティと共同であるいは相互に影響しあう形でシナリオ策定プロセスにかかわるなら、役割分担を維持することはできないと述べた。サウジアラビアは、AR4 承認プロセスの中で、将来の作業についても決定するのは不適切ではないかとの懸念を表明した。

多くの参加者は、新しい科学研究作業を開始し終了するまでの時間的なずれを考えると、科学者コミュニティに第五次評価報告書作成について知らせるためにも、IPCC がタイムリーに追加作業に関する決定を行うことが重要だと考えている。同様に、影響および脆弱性シナリオでの活動に関わるものは、科学研究の成果を追跡研究する時間が必要であると指摘した。さらに、米国は、科学研究に資金を提供するものの役割の重要性も強調した。

排出シナリオに関する追加作業の進め方: 英国は、新しいタスクグループを創設して、他の組織との連携を開始し、シナリオの地域化を検討し、途上国専門家に参加してもらう方法を決定できるのではないかと提案した。広範なマニフェストを有する新しいタスクグループが、不確実性を生むことになるかどうか議論された。一部の参加者は、排出シナリオに関する追加作業のプロセスを策定するよう提案したが、米国は、2007 年にこの問題を取り上げるための会合は一回のみにするよう提案した。パネルは、その旨合意した。この 2007 年の会合開催にあたって運営委員会 (steering committee) を作ることで合意した。

技術報告書: 2007 年 5 月の IPCC-26 で技術報告書作成の可能性を検討するかどうか議論された。サウジアラビアは、現在の排出シナリオで十分であるとし、技術報告書は必要ないと論じた。参加者は、AR4 の関連資料をまとめ、提供された技術情報に基づき、気候モデル研究グループが利用できる少数の「ベンチマーク」排出シナリオを明示する技術報告書について、スコーピング文書を作成すべきであると決議した。

途上国からの参加: 中国、ペルーなどは、新しい排出シナリオ開発のプロセスで、途上国の専門家の参加を確保できるかどうか懸念を表明した。参加者は、この問題を、2007 年に開催される会合で全面的に議論すると結論に達した。またコンタクトグループの共同議長は、途上国および市場経済移行国の専門家が提案されている会議に出席するための旅費 50 回分を、パネルから資金供与するよう要請し、パネルは、IPCC 信託基金からこのような支援金を支払うことに合意した。

最終成果: 排出シナリオに関する追加作業について、パネルは下記のように合意した:

- 第五次評価報告書のためのシナリオの開発は、科学者コミュニティが行い、IPCCはその作業の推進役を果たす(catalyze)可能性があることと認識し、
- IPCC 議長に対し、ワーキンググループ共同議長の助力を得て、AR4 の発表後、技術報告書のためのスコーピング文書を作成するよう提案し、
- IPCC 議長に対し、TGICA のメンバーおよび以前の TGNES のメンバー、そして 3 つのワーキンググループの共同議長またはその代理が出席する IPCC の会議を 2007 年で計画するため、運営委員会を設立するよう要請し、
- 次のことを検討する会議を 2007 年に開催する: 一貫性、比較可能性、透明性、途上国の参加促進など、望ましいおよび実施可能な特性を持つ排出シナリオ;シナリオ開発計画に関する情報交換および科学者コミュニティ同士の活動の調整;シナリオ開発における途上国および市場経済移行国の参加を促進;シナリオの評価に関連する問題;そして、
- IPCC 議長に対し、2007 年の会合の一年前に、シナリオの開発関連グループに書状を送り、シナリオ開発での調整に役立つ活動や計画についての情報を提供するよう呼びかけることを求める。

選挙手順

IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選挙手順規則案(IPCC-XXV/Doc. 5)に関する問題は、木曜日のプレナリーで議論され、事務局長の Christ は、IPCC-24 で、規則 20 を除く全ての規則の内容について合意がなされており、括弧書きとなっている文章は、IPCC の議長、IPCC 議長団、全てのタスクフォース議長団の職に関する推薦は IPCC に加盟する国の政府が行うとした文章であることを想起した。参加者は、括弧をはずし、規則 20 を草案どおりで受諾することで合意し、規則 20 を候補者の資格に関する規則 18 の前におき、その番号を変更することを含め、多少の編集上の変更を行った上で、この手順規則を採択した。

ここでの議論の中心となったのは、規則 20 の意味合いで、特に、個々の候補者が、その帰属する国の政府から推薦を受けなければならないかどうか議論が集中した。ロシア連邦は、政府間組織であるという IPCC の立場を強調し、個人は、その所属する国を代表するものでなければならないことを強調して、規則 20 の括弧をはずすことに賛成を表明し、アルゼンチン、オーストリア、サウジアラビア、フランス、米国、中国、ケニアなども同様であった。スイスは、IPCC が、科学者コミュニティや政府の代表という意味では、いくつもの異なるレベルで作業していると指摘し、科学者コミュニティに流動性があることも強調した。スリランカは、個人は、その帰属する国の政府により推薦されなければならないというのが、プレナリーにおける規則 20 の解釈であったと記録しておくべきだと提案した。

最終成果: パネルは、下記の項目に関係する規則を含め、IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選挙手順規則を採択した: IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の構成、これには各代表の地理的配分構成に関係するものも含める; 任期; 選挙の一般原則; 推薦; 投票手順; 修正と未決。

コミュニケーション戦略とアウトリーチ

IPCC 事務局長の Christ は、金曜日のプレナリーでこの議題項目を提起し、IPCC コミュニケーション戦略とアウトリーチに関する文書 (IPCC-XXV/Doc. 6) および政府提出文書のまとめ (IPCC-XXV/INF. 3 と IPCC-XXV/INF. 3, Add. 1) を提出した。同局長は、一般市民に広く情報を提供することが必ずしも IPCC の主眼ではないが、AR4 が最初から十分に普及し、早急に翻訳されることを確実にするべきであるというのがパネルの共通認識であると指摘した。

その後の議論で、提案された戦略が広い支持を集めていることが明らかとなった。スペイン、コロンビア、その他は、途上国へのアウトリーチ活動の重要性を指摘した。ワーキンググループ 1 の共同議長である Susan Solomon (米国) は、アウトリーチプロセスを実質的な成果物とは明確に切り離し、IPCC の完全性を確保する必要があると述べ、米国とカナダの支持を得た。いくつかの国が、アウトリーチ活動には各国の国内組織を組み入れる必要があると述べた。

Pachauri 議長は、AR4 成果物の普及計画をまとめ、この議題項目の議論を締めくくり、各国のアウトリーチ組織との協力の申し出に感謝し、事務局長の Christ は、事務局が、アウトリーチおよびコミュニケーション活動に関する参加者のコメントを考慮に入れると指摘した。

オブザーバー組織の承認に関する方針とプロセス

オブザーバー組織の参加承認に関する方針およびプロセスの改定 (IPCC-XXV/Doc. 7, Rev. 1) については、木曜日と金曜日のプレナリーで、下記の背景情報に関する文書とともに議論された: 政府および組織によるコメントのまとめ (IPCC-XXV/INF. 1)、組織の提供した情報のまとめ (IPCC-XXV/INF. 2)、および情報に関する事務局からの要請に応じなかった組織に関する概要情報 (IPCC-XXV/INF. 4*)。改訂された方針とプロセスは、金曜日に採択された。

参加者は、この方針およびプロセスを適用して決定を行う場合の IPCC 議長団、IPCC 議長およびパネル自体の役割について議論した。米国は、オブザーバー組織の参加承認における正式な意思決定はすべて IPCC 議長団の権限とするべきであると提案し、オーストリアの支持を得た。オーストラリアは、オブザーバー組織の参加承認は、IPCC 議長の裁量とすることを提案した。ケニアは、会合に出席する IPCC 加盟国の少なくとも三分の一が反対しない限り、オブザーバーとしての組織の参加を認めるとする規則に警告を発し、これは IPCC の投票で意思決定がされる最初の事例に結びつく可能性がある

述べた。パネルは、この規則を変更し、オブザーバーとしての組織の参加承認は、パネルの総意で行うことで合意した。

また、参加者は、組織のオブザーバー資格の取り消しおよび再検討に関係する問題も議論した。モロッコは、英国の支持を受け、オブザーバー組織が、その地位を取り消されるというのはどのような場合か質問した。オブザーバーとして参加を受け入れられた組織は全て、その参加承認の条件を満たし続ける限りオブザーバー資格を保持することができ、何らかの理由がある場合には、IPCC 議長がその裁量でオブザーバーの地位を取り消すことができるとの提案に関し、パネルは、IPCC 議長はパネルがその次回の会合で批准することを条件にオブザーバーとしての組織の立場を保留にすることができるとするケニアの提案で合意した。

中国は、オブザーバーとしての申請をする組織は、最初にその所属する国の政府による承認を得る必要があると述べ、サウジアラビアとイラクもこれに賛成した。

最終成果: パネルは、オブザーバー組織の参加承認に関する方針を採択し、この中で、特に次のことを規定する:

- WMO、UNEP または UNFCCC で既にオブザーバーの資格を得ている組織は、追加文書を提出する必要がなく、その組織が要請しパネルが受諾するなら、IPCC のオブザーバーとみなされる。
- オブザーバー組織は、非営利そして／または課税免除組織でなければならない。
- オブザーバーの資格は、ワークショップや専門家会合、その他非公開の会合への参加承認または招待を意味するものではない。

パネルの採択したオブザーバー組織の参加承認プロセスでは、特に次のことを規定する:

- オブザーバー資格に関心を示すグループは、下記の文書のコピーを付けた申請書を提出しなければならない: 組織のマンデートを示す文書; 非営利または非課税組織であることの証明; そのほか、その組織が IPCC に関係する事項で適格であることを裏付ける情報、気候変動の活動に関わる他の非政府組織または研究所との連携に関する情報、連絡先の情報。
- 組織は、パネルの総意により、オブザーバー組織としての参加が認められる;
- オブザーバー組織に提供できる資金供与システムはない (IPCC の中には一訳注)
- IPCC 議長は、パネルが次の会合で批准することを条件に、組織のオブザーバー資格を保留することができる。

TFI の将来の作業プログラム

この議題項目は、木曜日のプレナリーで議論された。TFB 共同議長の Taka Hiraiishi (日本) は、将来の TFI 作業プログラム (IPCC-XXV/Doc. 10) を提出し、EFDB に関する NGGIP の作業と、2006 年ガイドラインの Tier 1 手法を実施するためのコンピューターソフトウェア開発計画を示した。また、同共同議長は、NGGIP がそのアウトリーチ活動の一環として、2006 年ガイドラインについてのパンフレット、およびよく質問される項目とその回答をまとめたものを作成する計画であること、またインベントリ作成の研修コースにも貢献する計画であること、2006 年末には将来の作業計画草案を作成するためインベントリ専門家の会議を開催する計画であることに言及した。

議論の中心となったのは、長期の問題の場合、将来の作業プログラムに示すとおり、専門家による詳細な検討が必要であること、そして途上国でのキャパシティビルディングであった。スイスは、オーストリアとノルウェーとともに、人工衛星やその他のリモートセンシングによる測定の重要性を強調し、ブラジルは、湿地やサバンナ、造成地 (settlements) など、インベントリに関する科学研究がまだ比較的初期の段階にある地域について検討することを提案、他の排出量算定方法で得られたデータの利用に対する懸念を指摘した。途上国でのインベントリ作成作業への支援についても、サモア、シリア、イラン、ガーナ、ガンビア、シエラレオーネ、ケニアなど、広範な諸国が支持を表明した。オランダと米国は、専門家会合への広範な参加を提案した。

最終成果:参加者は次のことで合意した:

- 2006 年後半に、60 名の専門家および TFB のメンバーが参加するインベントリ専門家会合を開催することを含め、将来の TFI 作業プログラムに関する提案を支持し、
- この会議の成果は、TFB が同意し、パネルが検討すべき、作業計画草案であるとし、
- この会議で議論される主題は、将来の作業計画で示すものに限定されないこととし、
- Pachauri 議長は、TFI の作業に対する日本の支援に感謝すべく、日本政府に感謝状を送ることとする。

再生可能エネルギーに関する IPCC 特別報告書の提案

再生可能エネルギーに関する特別報告書の提案書 (IPCC-XXV/Doc. 12) は、ドイツが提案し、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ガンビア、ギリシャ、スペイン、スウェーデン、オランダが支持したもので、金曜日のプレナリーで議論された。パネルは、この特別報告書に関するスコーピング会議を 2007 年に開催することで合意した。

ドイツは、この提案を提起するにあたり、再生可能エネルギーは、AR4 でごく簡単に取り上げられているだけであり、エネルギー効率や再生可能エネルギー資源および技術とともに、より深く掘り下げるべき主要な緩和オプションであると指摘した。また、特別報告書では狭い範囲の技術的問題に焦点を当てる必要がないことを強調し、エネルギー効率が全体にかかわるテーマであることを強調し、再生可能エネルギーと持続可能な開発、エネルギーの変遷経路、技術移転との関係に注目するよう求めた。ドイツは、この特別報告書での可能なプロセスや期限に関し、AR4 の 3 つのワーキンググループ報告書が承認された後で、スコーピング会議を開催し、そうすることで、AR4 プロセスに影響をおよぼしたり、第五次評価の準備の可能性に影響したりしないようにすることを提案した。さらに、資源面での限界や、IPCC 予算での過剰負担を避けるため、ドイツはこのスコーピング会議の開催を支援するつもりであると付け加えた。

大半の国がこの提案を支持し、そのうち多くの国が、そのようなレビューは途上国にとり価値のあるもので、また緊急に必要なものであることを強調した。エジプトは、他の国々とともに、特別報告書の範囲を拡大し、エネルギー効率を含めるよう提案した。英国は、特別報告書で取り上げる可能性のある一連の主題、特に、エネルギー投資における資本市場の機能を指摘し、フランスおよびスイスとともに、この議論を次の IPCC 会合まで延期し、さらなる検討が行えるようにすることを希望した。サウジアラビア、中国、米国は、人的資源や資金が限られていることから、この提案は時期尚早だと述べた。ワーキンググループ III の共同議長 Ogunlade Davidson (シエラレオーネ) は、再生可能エネルギー資源を専門的に詳しく分析することは多くの国に利益をもたらすとして、総合的な分析とすることを条件にこの提案への支持を表明し、エネルギー効率と再生可能エネルギーはかなり違うものであることを強調した上で、この両方をひとつの特別報告書の中で組み合わせることには反対との意見を述べた。

Pachauri 議長は、この提案が広く支持を集めていると指摘し、予定される AR4 の完成後、2007 年の年末にかけてスコーピング会議を開催し、その結果を 2008 年後半にパネルに提出するよう提案した。米国は、これに資金を提供する立場にはないと述べ、また参加するかどうか保証できないと述べた。ドイツは、スコーピング会議に資金を提供する意思を再度述べたが、これに旅費が含まれるかどうかはまだ確認できていないと述べた。パネルは、ドイツや他の関心のある諸国が旅費の財政支援を計画する責任を負うとの結論に達した。

最終成果: IPCC は、再生可能エネルギー資源に関する特別報告書の可能性について、2007 年末にスコーピング会議を開催することで合意した。

UNFCCC に関する問題

この議題項目は、金曜日のプレナリーで議論された。事務局長の Christ は、COP 11 および COP/MOP 1 さらには SBSTA 23 で行われた決定の概要 (IPCC-XXV/Doc. 9) を提出した。

UNFCCC 事務局次長の Halldor Thorgeirsson は、気候変動の影響、脆弱性、適応に関する 5 年作業計画を練り上げるべく、2006 年 3 月 13-15 日にウィーンで開催された非公式協議について、参加者に最新の情報を提供した。これは、5 年作業計画の初めの期間における SBSTA の活動範囲について、インプットを提供するものである。また同次長は、SBSTA が、地球規模での気候変動の研究を刺激し途上国の研究への参加を促進する努力を含めた研究上のニーズに注目し始めていると説明した。ウィーンでの非公式協議に関する文書および SBSTA による研究上のニーズの検討に関する文書は、UNFCCC のホームページで閲覧できる。

2006 年ガイドラインは UNFCCC プロセスに組み入れられるべきであることを強調するロシア連邦の発言を受け、Thorgeirsson は、2006 年ガイドラインが SBSTA-24 の議題項目の一つであることを指摘した。オーストリアは、IPCC が適応に関する 5 年作業計画への貢献を求められる可能性が高いかどうか質問し、Thorgeirsson は、現時点では新しい要請があると予想しているわけではないが、AR4 の作業が進展するにつれて、IPCC と UNFCCC の相互の交流が深まることが予想されると回答した。

進捗報告

3 つのワーキンググループにおける活動および TGICA の活動に関する進展報告書は、木曜日のプレナリーで取り上げられた。また参加者は、AR4 統括報告書および EFDB の編集理事会に関する最新情報も聞いた。

ワーキンググループ I: ワーキンググループ I の共同議長 Solomon は、AR4 に向けての進展状況報告 (IPCC-XXV/Doc. 13) を提出した。同議長は、新しい電子媒体の登場を考えると、次の IPCC 議長団は、IPCC のレビューに関する規則および手順の改定を考えるべきであると指摘した。

ワーキンググループ II: Martin Parry (英国) ワーキンググループ II 共同議長は、AR4 に向けての進展状況報告 (IPCC-XXV/Doc. 15) を提出した。同議長は、IPCC の規則および手順は再検討されるべきだとの意見に賛成したが、次の IPCC 議長団は、ワーキンググループが科学者とともに作業する方法の全般を再検討するべきだと付け加えた。参加者は、AR4 が完成したところで、IPCC のメンバーによる小グループが、IPCC のレビュー手順に関して、次の IPCC 議長団に指針を提供する文書を作成することで合意した。

ワーキンググループ III: ワーキンググループ III の共同議長 Davidson は、AR4 に向けての進展状況報告 (IPCC-XXV/Doc. 18) を提出し、二酸化炭素回収・貯留に関する IPCC 特別報告書へのメディアの関心を強調した。

AR4 統合報告書: Pachauri 議長は、AR4 統合報告書の中心となる執筆チーム (IPCC-XXV/INF. 5) の氏名が IPCC 議長団に提示されており、このチームの第一回会合が今後 3 ヶ月ほどの間に開催されることになると報告した。

TGICA: TGICA 共同議長の Jose Marengo (ブラジル) は、TGICA の活動に関する進展状況報告書 (IPCC-XXV/Doc. 14) を提出した。これには、2006 年 2 月 7-9 日、南アフリカのケープタウンで開催された第 11 回会合の概要も含まれる。

EFDB: TGICA 共同議長の Hiraishi は、EFDB 編集理事会の新規メンバーおよび継続メンバーの詳細と、これらメンバーの地理的な配分に関する文書 (IPCC-XXV/Doc. 16) をパネルに提出した。

IPCC 委託条件の検討

この議題項目は、木曜日のプレナリーにおいて、Christ 事務局長から、2003 年の第 14 回 WMO 総会が、IPCC に対し、背景文書 (IPCC-XXV/Doc. 8) に規定される IPCC 委託条件を再検討するよう提案したとの説明があったことで提起された。木曜日と金曜日のプレナリーで議論され、木曜日夕方の非公式な議論が行われた後、参加者は、IPCC-26 での検討が可能な IPCC 委託条件の小規模なレビューについて、Pachauri 議長に助力する人々のリストで合意した。

プレナリーでの議論の中心となったのは、AR4 に向けて IPCC が行っている作業や、WMO 総会の今後の会議日程から考えたレビューのタイミングであり、また委託条件を広範に検討する必要があるかどうか議論の的となった。オーストリアは、今のところは、規則の大幅な再検討をするのに適した時期ではないとし、中国は、新しい議長団が発足し AR4 の発表された後の 2008 年が適切な時期ではないかと提案した。オーストラリアは、IPCC の委託条件がこの組織にとり大いに役立つことを指摘し、スイス、英国、カナダ、ニュージーランド、ドイツ、ペルー、その他とともに、少人数のチームで IPCC 議長と協力して短期間にレビューを行う方が長期的なレビューを行うよりも望ましいと提案した。ケニアは、このレビューにおいては、途上国でのキャパシティビルディングや比較優位の分野で科学者コミュニティと積極的に協力することを考えてもよいのではないかと提案した。オーストラリアは Pachauri 議長とともに、現在の委託条件の中にキャパシティビルディングの側面は含まれていると指摘した。

最終成果: パネルは次の項目につき合意した:

- 少数の参加者によるチームが、Pachauri 議長および事務局に協力し、IPCC-26 で検討されるべき委託条件のレビューを行う、
- パネルの了承を得た後、2007 年の WMO 総会で、Pachauri 議長が IPCC を代表してこの検討結果を提出する、

- 会議を開く必要がある可能性は低いことから、このレビューは、主に電子媒体を通して行われる。

閉会プレナリー

Christ 事務局長は、将来の IPCC 会合の日付と場所を紹介した。(9 頁参照) Pachauri 議長は、モリシャス政府、事務局、参加者、出席者に感謝し、午後 5 時 47 分、本会合を閉会する槌を打った。

IPCC-25 の概要分析

IPCC はその発足以来、気候変動体制における主要な構成要素であり続けている。その業績は、評価報告書に最も明確に示されており、国際社会において気候変動の重要性を喚起し、UNFCCC や京都議定書での取り組みの基礎を提供している。

IPCC が、世界各国の政策決定者が有用であると考えられる評価報告書や他の報告書を作成できるのは、独自の特性があるためである。特にその広範な構成、先進国と途上国、さらには科学者と政策決定者の両方が参加するという特性があるためである。

IPCC が第四次評価報告書(AR4)の作業を進めるにつれ、その後には第五次評価報告書を作成する可能性に関心が移ってきており、パネルは、この作業を行うためにはどのような研究とツールが必要かを検討している。このことは、逆に、IPCC とはなにか、どうあるべきかという疑問を投げかけることにもなり、IPCC を単なる情報の評価を行う組織という役割に限定しておきたい国と、気候変動の科学において、より積極的な役割を果たすことを望む国との間で論議を呼ぶこととなった。

ここでは、新しい排出シナリオに関する議論の中で明らかとなった IPCC の将来の役割に関する対立を、これまでの経験という眼鏡を通して考える。2006 年 IPCC 国別温室効果ガスインベントリプログラムガイドライン(2006 年ガイドライン)の議論は、IPCC の特性を生かすことの価値を明示しており、新しい排出シナリオに関する追加作業に対する IPCC の関わり方に関する最終提案は、IPCC が過去 18 年間に得てきた経験は失われないということを示している。

2006 年ガイドライン

2006 年ガイドラインの議論は、ロシアが IPCC 事務局に対し、2006 年ガイドラインの草案に関する各国政府のコメントを全て印刷する形(200 頁を超える)で提供するよう異例の要請をし、ブラジルからは、AFOLU(農業、林業、その他の土地利用)に関する巻での貯水地の扱いに明確な異義が出されたことで、最初から時間のかかる議論となった。2006 年ガイドラインの受諾に関する議論が長引くことへの

懸念から、会議の第二日にはあらかじめ通訳を午前1時まで確保する措置がとられた。しかし、この夜の11時過ぎには、CLAと共に作業の主要部分の採択を祝うことができた。

2002年に、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)が、1996年ガイドラインを2006年までに改訂するようにと要請したことで開始された新しいガイドラインは、5巻、計数百ページに及ぶものとなった。これは、IPCCプレナリーによる受諾を受けるため提出された作業成果としては、最も分量の多いものである。また、国別温室効果ガスインベントリが作成され出した1980年代後半にまで遡った各国の経験に基づくものとなっている。2006年ガイドラインは、排出源からの人為的な排出量、吸収源による除去量の国別インベントリを推計するため、IPCCが以前に作成した方法論およびガイダンス、すなわち1996年改訂ガイドライン、2000年グッドプラクティスガイダンスと不確実性の管理および土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF)でのグッドプラクティスガイダンスを取り入れ、それを改善したものである。またUNFCCCテクニカルインベントリレビュープロセスでの経験も取り入れている。

これらのガイドラインは、気候変動体制の基礎を築くものである。これは、これらのガイドラインが、温室効果ガス排出量を推計するために一律に適用できる報告枠組で、信頼性と透明性を持つものを提供できるからである。このガイドラインは、国際的な科学者コミュニティ、政策決定者、そして利用者間の密接な相互協力という確かなプロセスの成果でもある。

IPCC-25で受諾されるべき、2006年ガイドラインの最終草案の検討では、特定の場合の排出量を推計する最善の方法は何かについての解釈の違いが論議の焦点となった。ブラジルは、たとえば、貯水地からの排出量を推計する方法について、湿地の章で用いられた炭素フラックス方式(carbon flux method)では、熱帯地域に適用した場合に過剰に推計することになりかねないと考えた。これとは対称的に、カナダは、この方式こそ以前に適用されていた方式を改善するものであると感じた。ここでの意見を一致させるには交渉が必要であったが、最終的には、ブラジルの希望する炭素貯留量変化による推計方式(carbon stock change method)と、カナダが希望するフラックス方式との両方を含めることとなった。このように、多くの異なる国の懸念を公開の場で調整することこそ、2006年ガイドラインを、さらにはIPCCプロセス自体を、信頼でき有用なものにする。

新しい排出シナリオ

IPCC第25回会合の全ての議題項目の中で、IPCCのマンデートを決定づける重要な問題の一つが、新しい排出シナリオに関する追加作業の問題であった。1990年に第一次評価報告書が発表される前に、ワーキンググループIIIは、ワーキンググループIが将来の気候変動を評価するために用いることを目的に、将来可能性のある温室効果ガス排出シナリオを作成した。これらのシナリオは、SA90シナ

リオと呼ばれ、BAU の場合と、排出削減につながる政策を仮定した3つの追加排出パスを研究するものであった。

1992 年、SA90 シナリオは再検討され、6つの代替シナリオが作成された、これらのシナリオは、その後 1994 年に再評価された。1996 年、パネルは、新しい一連のシナリオが必要であると決議した。この最も新しいシナリオは 1998 年に発表され、現在でも広く研究者により用いられているシナリオである。これらのシナリオに基づき、将来予想される大気構成と気候を評価したのが、IPCC の第三次評価報告書である。科学文献にみられる排出シナリオの評価は、2007 年に発表予定の AR4 でも重要な要素となっている。第五次評価報告書作成の可能性がある中、そこで利用される最新の排出シナリオを確実に用意しておくには、準備が必要である。

IPCC-25 では、このプロセスで、IPCC が果たす役割が論議的となった。米国、オーストラリアは、IPCC の役割を入手可能な文献の評価に限定し、新しい排出シナリオの作成は全て科学者コミュニティの中だけで行うこととし、それによって IPCC の完全性を貫くことの重要性を説いた。ドイツ、オランダ、スペイン、大半の途上国などの他の諸国は、IPCC が、シナリオ作成作業を調整することで、その一貫性、比較可能性、透明性、そして途上国の専門家の参加を確保するべきであると論じた。

長時間の議論の後、パネルは、気候モデル研究者グループに利用してもらう AR4 の結論をまとめた少数のベンチマークシナリオを特定する技術報告書を作成するためスコーピング文書を作るという、コンタクトグループ共同議長の提案書を採択した。この提案には、この問題を議論するため、2007 年に、IPCC と専門家による会合を企画することも含まれている。また、IPCC が、科学者コミュニティでのシナリオ作成プロセスを、「facilitate(促進する)」のか、それとも「coordinate(調整する)」のかでも多くの議論があった。結局、IPCC はそのような作業を「catalyze(推進)」とする提案書が採択された。

IPCC の経験の活用

ここでの「catalyze」という表現は、一般の英語と化学では別な意味を持ちうる。化学においては、catalyst(触媒)は、反応を促進する一方で、それ自体は変化しないものを意味する。実生活での catalyst(推進役)は、その行動から得られた経験により、catalyze(物事を推進する)プロセスの中で、何もなくても、変化するものである。現在、IPCC は、多くの国の科学者や政策決定者と共に作業をする経験を 18 年間重ねてきた。IPCC 自体が築いてきた専門知識を失うのは大変惜しいことであり、IPCC がシナリオ作成の全プロセスを科学者コミュニティの企画に任せることになるとそうなりかねない。そうではなく、IPCC は、求められる特性や特徴がシナリオに組み入れられているかどうか、また第五次評価報告書に間に合わせられるか、見続けていくことになる。

IPCC が評価作業を超えることから手を引くなら、このプロセスに多くの途上国専門家が参加する可能性は低くなる。IPCC がかわるからこそ途上国や市場経済移行国の 50 名の科学者に旅費を支給し、

2007年の新しい排出シナリオに関する会議への参加が確保されることになる。この点、2006年ガイドラインでの貯水地に関する議論は、地球規模の研究において、異なる地域の異なる科学者の意見を入れることがいかに重要かを知らしめる好例である。同じ手法を全く異なる地域に適用するならば、その結果に偏りをもたらすことになりかねない。こういった違いを公開の場で取り上げることで、科学的に信頼がおけるだけでなく、政治的にも広範な利用が認められるものを作り出すことになる。

IPCCが積み重ねてきた経験は、欠点はあっても、全ての国や地域の懸念に応える貴重な助言を提供できる独特な組織を生み出してきた。その成功の大半は、マンドートを限定し、焦点を絞ったことによるが、もしその将来の可能性とこれまでの成功例を活用しないならばそれは残念なことである。

幸い IPCC-25 における排出シナリオに関する決定は、IPCC の役割を制限するものではなく、その独自の特性を活用する機会を与えるものである。このことは、2006年ガイドラインの広範な適用可能性が受諾されたことともあわせ、IPCCはその包括的な特性からして重要な役割を果たす組織であるとの、多くのものの信念を表している。このように広範な支持を得ることは、気候変動のようにその影響が予測不可能であるにもかかわらず、全てのものがあらゆるところで確実に感じるようになる地球規模の問題に取り組む場合には、極めて重要である。

今後の会合

気候変動技術会議 (Climate Change Technology Conference: Engineering Challenges and Solutions in the 21st Century): カナダ工学研究所が企画するこの会議は、2006年5月10-12日、カナダのオタワで開催される。この会議の目的は、気候変動のモデル研究、モニタリング、緩和、適応、教育、投資、リスク管理に係るエンジニア等に、意見交換とネットワーク構築の機会を提供することである。詳しい情報は下記に連絡: John Grefford, Organizing Committee Chair; 電話: +1-613-839-1108; Fax: +1-613-839-1406; 電子メール: Grefford@ieee.org; インターネット: <http://www.CCC2006.ca>

長期的協力に関する対話 (Dialogue on Long-term Cooperative Action to Address Climate Change by Enhancing Implementation of the Convention): 2006年6月15-16日、ドイツのボンで開催される。詳しい情報についての連絡先: UNFCCC事務局; 電話: +49-228-815-1000; Fax: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

京都議定書将来約束に関する第1回アドホックワーキンググループ (First Session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol): 2006年5月17-25日、ドイツのボンで開催される補助機関会合と同時に開

催される。詳しい情報についての連絡先: UNFCCC事務局; 電話: +49-228-815-1000; Fax: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

国連気候変動枠組条約第 24 回補助機関会合(24th Sessions of the Subsidiary Bodies of the UNFCCC): 2006 年 5 月 18-26 日、ドイツのボンで開催される。詳しい情報についての連絡先: UNFCCC事務局; 電話: +49-228-815-1000; Fax: +49-228-815-1999; 電子メール: secretariat@unfccc.int; インターネット: <http://www.unfccc.int>

温室効果ガス制御技術に関する第 8 回国際会議(8th International Conference on Greenhouse Gas Control Technologies): 2006 年 6 月 19-23 日、ノルウェーの Trondheim で開催される予定で、温室効果ガス制御技術での最新の発展について議論する場を提供しようというものである。詳しい情報についての連絡先: Mari Sæterbakk, GHGT-8 事務局; 電話: +47-73-595-265; Fax: +47-73-595-150; 電子メール: info@ghgt-8.no; インターネット: <http://www.ghgt8.no/>

モントリオール議定書締約国ワーキンググループ第 26 回会合(26th Meetings of the Open-ended Working Group of the Parties to the Montreal Protocol): 2006 年 7 月 3-6 日、カナダのモントリオールで開催される。詳しい情報についての連絡先: オゾン事務局; 電話: +254-20-762-3851; Fax: +254-20-762-4691; 電子メール: ozoneinfo@unep.org; インターネット: <http://hq.unep.org/ozone/Events/meetings2006and2007.asp>

IPCC 会合: IPCC-26 は、2007 年 5 月 4 日、タイのバンコクで開催される予定であり、これは、2007 年 4 月 30 日から 5 月 3 日のワーキンググループ III の第 9 回会合に引き続いて開催される。ワーキンググループ I の第 10 回会合は、2007 年 1 月 29 日から 2 月 1 日にフランスで開催される。ワーキンググループ II の第 8 回会合は、2007 年 4 月 2-5 日、ベルギーのブリュッセルで開催される。AR4 の採択が中心となる IPCC-27 は、2007 年 11 月 12-16 日、スペインのバレンシアで予定されている。詳しい情報についての連絡先: Rudie Bourgeois, IPCC 事務局; 電話: +41-22-730-8208; Fax: +41-22-7 30-8025/13; 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int; インターネット: <http://www.ipcc.ch/>

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳